

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島市長

申請者 〒730-8586

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

氏名 株式会社広島産廃

代表取締役 産廃太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-504-2225

法人の場合：商業登記簿上の本店の所在地、
商号、代表者の職・氏名
個人の場合：住民票の住所、氏名

産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分量
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第7310123456号
収集運搬業・処分量の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分量にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	収集運搬（積替え・保管を含む。） 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類（これらのうち廃プリント配線板を含み、自動車等破砕物、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
変更の内容	取り扱う産業廃棄物の種類（紙くず、木くず、繊維くず）の追加
変更理由	事業の拡大に伴い種類の追加が必要になったため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	現在（変更前）の許可証の事業範囲に記載されている内容を記入してください。書ききれない場合には、別紙に記入して添付してください。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
株式会社広島産廃	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		

● 申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年である場合、その法定代理人を記入してください。
また、法定代理人が法人の場合、当該法人の役員を記入してください。

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	

● 次の役員を記入してください。
① 登記簿に記載されている役員
② 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、①の役員と同等以上の支配力を有する者

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	
産廃太郎	S20.10.1	広島市東区東蟹屋町938番地
	代表取締役	広島市東区東蟹屋町9番38号
産廃二郎	S21.10.1	広島市南区皆実町一丁目544番地
	取締役	広島市南区皆実町一丁目5番44号
産廃三郎	S22.10.1	広島市西区福島町二丁目21番地
	取締役	広島市西区福島町二丁目2番1号
産廃四郎	S23.10.1	広島市安佐南区古市一丁目3314番地
	監査役	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
環境花子	S24.10.1	広島市安佐北区可部四丁目1313番地
	相談役	広島市安佐北区可部四丁目13番13号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	20,000株		出資の額	20,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
株式会社岡山 産廃	代表取締役 産廃 六郎	10,000株		
		100分の50	岡山県岡山市大供一丁目1番1号	
産廃太郎	S20.10.1	5,000株	広島市東区東蟹屋町938番地	
		100分の25	広島市東区東蟹屋町9番38号	
環境良子	S25.10.1	3,000株	広島市安芸区船越南三丁目436番地	
		100分の15	広島市安芸区船越南三丁目4番36号	
● 次の方を記入してください。 ① 本店又は支店の代表者 ② 収集運搬業に関する契約締結権限を有する者 ※申請者が個人の場合でも、営業所、出張所、その他これに類する営業拠点で契約締結権限を有する者を置いている場合は記入してください。				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
産廃五郎	S26.10.1	広島市佐伯区海老園二丁目528番地	
	営業部長	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号	

● 欄が不足して書ききれないとき

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄